



報道機関への資料配布日時 令和2年12月14日（月）14時00分

タイトル	全道交通死亡事故多発警報の発表について								
内容 (目的・趣旨)	<p>○ 全道で12月10日から12日まで3日間で5件の交通死亡事故が発生し、5人の方が亡くなりました。このことにより、警報発表基準に達したことから、全道の交通死亡事故多発警報を発表しました。</p> <p>発表内容の詳細は別紙のとおりです。</p> <p>・ 警報期間：令和2年12月14日（月）～12月20日（日）の7日間</p> <p>12月10日：2件 登別市1人死亡 千歳市1人死亡 12月11日：2件 余市町1人死亡 函館市1人死亡 12月12日：1件 札幌市1人死亡</p> <p>※参考 交通死亡事故多発警報の発表基準（全道）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3日間で5件以上 ・ 3日間で2件以上かつ6人以上の死者 								
参考	別添「全道『交通死亡事故多発警報』の発表について」								
報道解禁	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<table border="1"> <tr> <td>テレビ・ラジオ・インターネット</td> <td>月 日（ ）</td> <td>時以降</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>月 日（ ）</td> <td>刊以降</td> </tr> </table>	テレビ・ラジオ・インターネット	月 日（ ）	時以降	新聞	月 日（ ）	刊以降	
テレビ・ラジオ・インターネット	月 日（ ）	時以降							
新聞	月 日（ ）	刊以降							
報道（取材）に当たってのお願い	道民への注意喚起を促すため、積極的な報道をお願いします。								
道政記者クラブとの同時発表	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり								
所管課・係	後志総合振興局保健環境部環境生活課 担当 主査（道民生活） 熊谷 〒044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 TEL 0136-23-1351 FAX 0136-22-5835								

全道「交通死亡事故多発警報」の発表について

令和2年12月14日
北海道

項 目	内 容	備 考
1 警報発表事由等	<p>(1) 交通死亡事故発生状況</p> <p>① 令和2年12月10日（木）午後4時27分ころ 登別市大和町2丁目41番地先路上 軽四乗用×大型貨物（出会い頭） 死者1人（軽四運転者 48歳女性）</p> <p>② 令和2年12月10日（木）午後6時0分ころ 千歳市駒里2292番地先路上 大型特殊 単独（路外転落） 死者1人（大型特殊運転者 42歳男性）</p> <p>③ 令和2年12月11日（金）午後4時4分ころ 余市郡余市町港町256番地 余市港 普通乗用 単独（海中転落） 死者1人（普通乗用運転者 76歳男性）</p> <p>④ 令和2年12月11日（金）午後4時35分ころ 函館市豊崎町14番地先路上 普通乗用×歩行者（対面通行中） 死者1人（歩行者 57歳男性）</p> <p>⑤ 令和2年12月12日（土）午後5時10分ころ 札幌市北区屯田11条1丁目4番先路上 普通乗用×歩行者（横断中） 死者1人（歩行者 83歳女性）</p> <p>(2) 警報発表 全道における交通死亡事故件数が3日間で5件となり、警報発表基準に達したことから、道警本部と協議して、14日に北海道知事名で交通死亡事故多発警報を発表しました。</p>	<p>※警報発表 12月14日 14:00</p> <p>※全道の警報発表基準 3日間で5件以上</p> <p>※本年の全道警報は3回目 (前回7/7～7/12) (その他、石狩振興局の地域警報1回)</p> <p>※12/13現在 ・本年死者 137人 ・前年比 -6人</p>
2 警報期間	令和2年12月14日（月）～12月20日（日）までの7日間	
3 各機関による推進事項	<p>(1) 北海道 ・関係機関・団体への周知 ・緊急対策会議の開催及び開催に合わせた啓発活動 ・広報車を活用した広報啓発活動の実施 ・自治体、安協、安管等の交通関係機関・団体と合同のパトライト作戦の実施</p> <p>(2) 市町村 ・広報車等を活用した地域住民への周知 ・公共施設等における交通事故防止啓発活動の実施 ・交通指導員等による街頭指導の強化</p> <p>(3) 北海道警察 ・交通指導取締り活動の強化 ・幹線道路におけるレッド警戒活動等の「見せる警戒活動」の徹底 ・交通安全情報の発信 ・道路情報板(小型情報板)を活用した地域住民への周知 ・交通安全アドバイザーを活用した情報発信や道路情報センターへの情報提供</p> <p>(4) 道路管理者 ・道路情報提供板による警報周知</p> <p>(5) 安協、安管、トラック協会等 ・パトライト作戦の実施 ・事業所への警報発表周知と交通事故防止指導等</p>	
4 運転者等への注意喚起のお願い	<p>○ 運転者は、特に日没時間帯において、歩行者の動きに十分注意する。</p> <p>○ 歩行者は、信号機に従い、横断歩道を確実に利用するほか、横断歩道横断時には左右の安全確認を行う。また、反射材用品を活用する。</p> <p>○ 運転者は、郊外部においてスピードダウンとスリップ事故に注意する。</p>	